

一般社団法人地域医療機能推進委学会 看護部会運営細則

（目的）

第1条 この運営細則は一般社団法人地域医療機能推進学会看護部会（以下看護部会）が一般社団法人地域医療機能推進学会看護部会会則に基づき、円滑に運営を行うために必要な次の事項を定める。

- （１） 会員の入会基準
- （２） 委員会の設置
- （３） 役員会の開催
- （４） 会計

（会員の入会基準）

第2条 要綱第2条に定める任についたときに会員となる。

2 看護部会会則第4条に定める JCHO 病院に勤務する者であって部会長が承認する者の入会基準は、次のすべてに当てはまる者とする。

- （１） JCHO 学会員であること
- （２） 部会運営の趣旨に賛同する者
- （３） 看護師長以上の任にある者
- （４） 看護部会員の推薦がある者

（委員会の設置）

第3条 看護部会は、第1条に基づく業務の遂行に関して、必要な事項を審議することを目的として次の委員会を設置する。

- （１） 教育委員会
- （２） 看護の質向上委員会
- （３） 学術推進医学会
- （４） その他、部会長が必要と定める委員会

（委員会の審議事項）

第4条 各委員会は、第1条の目的を達成するために次の表に掲げる事項を審議する。

名称	審議事項
教育委員会	地域医療機能推進機構の看護職員に対する教育・研修の充実化に関すること
看護の質向上委員会	地域医療機能推進機構における看護の質を向上するための看護業務の在り方に関すること
学術活動推進委員会	地域医療機能推進機構における看護の場を活用した研究活動の推進や学術情報の共有に関すること。地域医療の推進に貢献できる研究活動や学術情報に関すること

(委員会の委員)

第5条 各委員会に次の委員を置く。

委員長 1名

委員 4名

(委員会の職務)

第6条 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

2 委員は委員会を構成し、会務を執行する。

(委員の選任)

第7条 委員の選出は、看護部会会第12条に基づき看護部会員の中から互選する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は部会総会選出後の4月1日から就任期間(2年)の最終事業年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で交替した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会の活動計画および報告)

第9条 各委員会は、任期における活動計画書および報告書を作成し、部会報告において報告しなければならない。

(役員会の開催)

第10条 看護部会または看護部会総会の円滑な運営のために役員会を1回以上開催する。

(会費)

第11条 看護部会の運営費用は、看護部会会則13条に基づき会費および看護部会の活動収入をもってこれを充てる。

2 会費は、看護部会入会后直近の看護部会にて5,000円を徴収する。

(会計)

第12条 会計および会計監査は看護部会会則第6条に基づく担当役員が行う。

2 決算報告については、役員会の承認を経て行う。また部会総会において中間報告を行う。

(運営細則の改定)

第13条 本細則の改正は、部会総会の決議により行う。

附則

この運営細則は、平成29年11月16日から施行する。

この運営会則は、平成30年11月15日から改定する。

この運営会則は、令和6年2月26日から改定する。